

日本の所得税改革

—経済、財政と社会保障の現状を踏まえた提言—

田近 栄治^{*1}

八塩 裕之^{*2}

要 約

本稿の目的は、バブル崩壊以降の長いデフレのなかにある日本の経済、財政と社会保障の現状を踏まえ、所得税の課題と改革について検討することである。デフレ下の日本経済の特徴の一つは、企業が利益を確保し続けている反面、賃金カットや正規労働の非正規化によって雇用所得が減少を続けていることである。その結果、国内需要が低迷し、さらにデフレを招くという悪循環が発生している。この間、政府は財政拡大を通じて日本経済を支えてきたが、その中身は公共投資から社会保障費関係費へと変容し、進展する高齢化の前に社会保障関係費に歯止めがかかっていない状態が続いている。

そうしたなかで税・社会保障負担の世代間格差は増大している。本稿では若年低所得者を念頭に、所得税の課題として社会保険料負担が税負担を超えていることに着目した。その改革として第1に、広義の所得税負担として税と社会保険料負担を一体として考え、所得控除の仕組みを通じては軽減できない社会保険料負担を税額控除の仕組みを導入することで軽減すべきであることを論じた。第2に、税額控除の財源を確保するために、すでに国・地方合わせて55%となっている最高税率をさらに高めるのではなく、所得税の控除を見直し、課税ベースを拡大することで、高所得者に現在より多くの負担を求める必要性があることを論じた。

第3に社会保険料課税のあり方を検討することにより、社会保険料控除と公的年金等控除の見直しが必要であることを論じた。改革の現実性を考えると、現在の世代間の負担の不公平を是正するために（所得計算上の）公的年金等控除を廃止する一方、それに代わって高齢低所得者を対象とした税負担の軽減を行うことが急務であることを主張した。

キーワード：デフレ経済、所得税改革、社会保険料、税額控除、公的年金等控除

JEL Classification：H24, H61, H62

* 1 成城大学経済学部特任教授

* 2 京都産業大学経済学部教授

I. はじめに

バブル崩壊を契機として、日本経済は長期にわたってデフレ状態に陥り、同時に円高を背景として経済の国際化が進展した。デフレにおける日本企業の戦略の一つは、コスト削減による利益の確保で、そのためにまず雇用調整や賃金のカットがなされた。こうした動きは、社会保険料の支払いなどによって固定コストの高い正規労働者を非正規労働者とするなど雇用の流動化をともなって進行した。同時に企業の海外進出が進む中で、国内労働は海外の労働者に代替され、賃金への下方圧力はますます増大した。

こうしたデフレの特徴は、その状態が膠着することである。伸びぬ賃金は国内需要を縮小させ、そのなかで利益を上げるために企業はさらに一層賃金カットを行う必要に迫られる。また、経済の中に入ってみると、皮肉なことにデフレは「居心地の良さ」もともなっていた。物価が上がらぬ中で、年金や資産の実質価値が保たれる高齢者には、デフレは生活費が下がることを意味し、困る話ではない。企業は常態化したデフレのなかで、いつまでもコスト削減に依存することはできないにせよ、一定の利益確保の道を見つけ出している。デフレのしわ寄せは現役、とくに若年労働者に押し寄せることは明らかであるが、牛丼の価格競争にみられたような生活費の下落が、その生活をかろうじて支えるという構図ができあがっていった。

このようにデフレは日本経済の低体温症であり、そのなかには冷たさにも慣れ、経済の活力が失われ、それを取り戻すことが困難となっていく。そこからの脱却は日本にとってもっとも重要な課題であり、やがて凍りつくかもしれない川からは岸にしがみついても抜け出さねばならない。インフレ・ターゲットとして、消費者物価上昇率を2%に定めよう、目標が達成されるまで日銀による公債買い取りを行う

という「大胆な金融緩和」も非常時の経済政策の一環として生み出されたものである。現在ではこうした量的緩和に加えて、金融機関の日銀への預金金利をマイナスとして資金の市中への流出が図られている。量的緩和とマイナス金利は企業投資や家計の住宅投資などを促す一方、結果として円高を是正して輸出による需要喚起を期待することができる。しかし、金融政策は実体経済を誘導する手段に過ぎず、また沈滞した世界経済を前にその効果に多大の期待をかけることが困難となっている。

そうしたなかで日本の税制の現状のどこが問題で、それをどう改革していく必要があるのだろうか。低体温化した状態からの脱却の観点からは、企業課税のあり方が問われるべきであり、そのためには法人税の負担の軽減を行うべきである。しかし、一方的な減税ではなく、海外進出にともない生じた所得への適切な課税を確保する必要もある。

一方、個人への所得課税では、長期にわたるデフレのなかで伸びない賃金に課される社会保険料負担が高齢化によって増大しているという問題がある。税と社会保障制度によってデフレがさらに進行することは回避しなければならない。社会保障制度の見直しや必要な財源確保を行いつつ、現役労働者、とくに若年・低所得労働者の負担を思い切って引き下げる必要がある。そこでの鍵は、税と社会保険料負担を一体として考えることである。そのほか、年金、医療、介護および少子化対策の財源として割り当てられている消費税のあり方も大きな問題である。増大を続けるこれら4つの経費を前に、社会保障財源として必要な額だけ消費税で賄うことは不可能であるなら、むしろ限られた税源に見合った制度へと改革を行う必要がある。

ここでは再分配政策の見直しに基づいて、個

人所得課税を取り上げる。この見直しが必要となってきた背景には、上に論じてきたように、日本が長期にわたるデフレ経済にあって賃金が増加してこなかったところに、高齢化による社会保障負担が現役労働者にしわ寄せされることによって、低所得者の負担が増大していることにある。そうしたなかにおいて所得課税を巡る課題と改革に向けた指針を示すことが本稿の目的である。なおここで所得課税という用語は、国税である所得税と地方税である個人住民税を合わせたものである。

以下では第1に、日本経済と財政のバブル崩壊後の推移と現状について述べる。この間、財政支出は景気の下支えに大きな役割を演じてきたが、財政状況は悪化して、公債残高はGDP(国内総生産額)の2倍にも達している。その間の主たる歳出増加が、地方歳出の拡大という形で行われていた公共投資から、社会保障の受益者の負担の肩代わりのための移転的な支出となっていることを示す。第2に社会保障財政の支出と財源を踏まえて、社会保障に係る公費負担の

実態とその増大のメカニズムを明らかにする。ここでは公費がたんに社会保障費を賄う上で足りない財源を補填しているというのではなく、政府が社会保障給付費の一定割合を払うことを約束して、事後的に負担を続けていることが問題の真因であることを述べる。

第3の論点は、以上を踏まえた所得税改革の課題である。社会保障を支える財源として社会保険料負担はすでに増大しているが、社会保障に係る公費を赤字国債に頼って賄い続けることは困難である。その負担は社会保険料に求めざるをえない。そこで重要となるのは、個人の負担として税と同時に社会保険料を同時に考えることである。とくにデフレ経済のなかで賃金の伸びない若年低所得者にまで、高齢化によって増大する社会保険料負担がシフトされている問題にどう向き合うかが問われている。ここでは、所得課税と社会保険料を合わせた負担の実態を明らかにしたうえで、若年低所得者の負担軽減を図ることの必要性およびその方法について述べる。

II. 財政の課題

II-1. 経済成長と分配

デフレの進行のなかで企業が利益確保を図る一方、賃金が伸びないことを論じた。その実態をわが国のGDP統計である「平成25年度国民計算確報（フロー編）」(内閣府)を足掛かりにみていくことにする。確報統計のため最近時が2013年度であることを断っておきたい。その後2014年度までは速報値となるが、2013年度から14年度にかけて名目GDP成長率は1.6%、実質成長率はマイナス0.9%となっている。

図1-1は、日本経済の名目GDPと実質GDPの対前年比、つまり成長率を示したものである。収録されている平成7年度(1995年度)から平成9年度(1997年度)を除くすべての

年度で名目成長率が実質成長率を下回っている。その差はGDPの物価指数であるGDPデフレーターであるが、図1-2で示されているように平成9年度を除いてマイナス、すなわち日本経済はずっとデフレ基調にあったことがわかる。ただし、GDPデフレーターは2014年度に2.5%となっていたが、この年の4月には5%から8%への消費税増税もあり、デフレからの脱却とは言えない状態である。

デフレのなかで労働と企業の所得はどうなっていたであろうか。表1-1は、GDPから間接税や減価償却費を除いた分配所得、すなわち国民所得の推移と構成である。表の対象とした1995年度からほぼ20年間において、国民所得

図 1-1 名目 GDP と実質 GDP の対前年度比 (%)

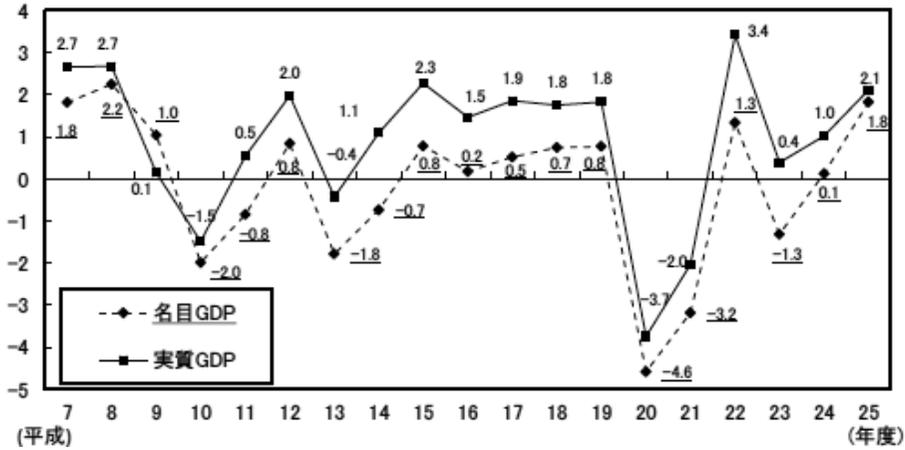
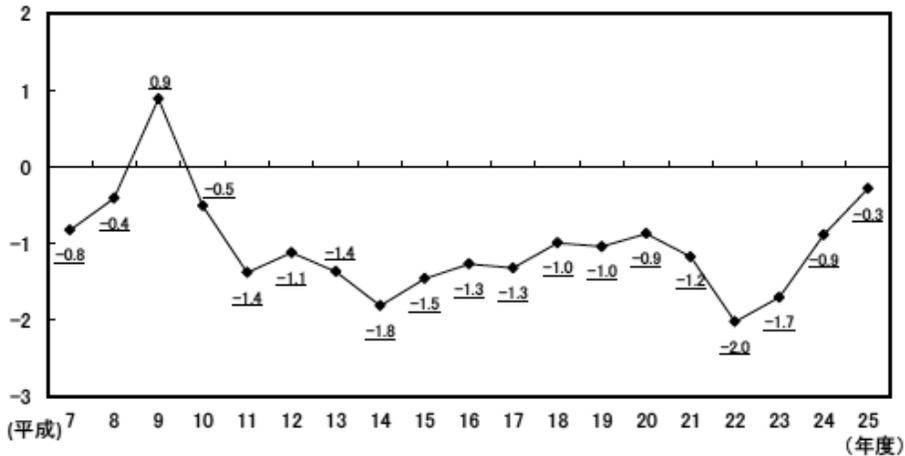


図 1-2 GDP デフレーター対前年度比 (%)



(出所) 内閣府経済社会総合研究所・国民計算部, 「平成 25 年度国民計算確報 (フロー編), ポイント」, 2014 年 12 月 25 日

の名目額は 370.8 兆円から 2013 年度の 362.1 兆円へと減少している。そのうち、本稿でこれまで賃金と言ってきた雇用所得は同期間において 270.2 兆円から 248.3 兆円へと 22 兆円程度減っている。財産所得も低金利などを反映して減っている。これに対して、企業所得は合計でも民間法人企業でも大きく増大している。民間法人企業で見ると、1995 年度の 34.6 兆円は 2013 年度に 51.9 兆円に増加している。全体

としての所得が減るなかで、賃金の減少分を上回って企業所得が増加した。

表 1-2 は、各所得の国民所得に占める割合、すなわち分配率を示したものである。いわゆる労働分配率とは、上でみた雇用所得の国民所得に対する比率である。対象とする 1995 年度から 2013 年度にかけて、労働分配率は 72.9% から 68.6% に低下、企業所得への分配率は 17.3% から 25.0% へと大きく増加している。これが、

表1-1 国民所得とその構成

兆円

	国民所得	雇用者所得	財産所得	企業所得	
				合計	うち 民間法人企業
1995年度	370.8	270.2	36.5	64.1	34.6
2000年度	375.2	269.2	24.5	81.5	45.0
2005年度	374.1	254.1	24.4	95.6	53.6
2006年度	378.2	255.7	28.4	94.1	52.8
2007年度	381.2	255.6	27.6	98.0	57.8
2008年度	355.0	254.3	23.1	77.1	40.1
2009年度	344.4	243.0	21.5	79.9	42.2
2010年度	352.7	244.0	20.2	88.6	49.9
2011年度	349.6	245.6	20.7	83.3	45.7
2012年度	352.0	245.9	21.5	84.6	46.6
2013年度	362.1	248.3	23.1	90.7	51.9

表1-2 国民所得に占める雇用者、財産所得と企業所得の割合（％）

	雇用者所得 (労働分配率)	財産所得	企業所得	
			合計	うち 民間法人企業
1995年度	72.9	9.8	17.3	9.3
2000年度	71.7	6.5	21.7	12.0
2005年度	67.9	6.5	25.6	14.3
2006年度	67.6	7.5	24.9	14.0
2007年度	67.1	7.2	25.7	15.2
2008年度	71.6	6.5	21.7	11.3
2009年度	70.6	6.2	23.2	12.3
2010年度	69.2	5.7	25.1	14.1
2011年度	70.3	5.9	23.8	13.1
2012年度	69.9	6.1	24.0	13.2
2013年度	68.6	6.4	25.0	14.3

(出所) 図1と同じ。

デフレ経済の素顔である。

II-2. 家計、企業と政府の資金の過不足

家計所得の多くを構成する雇用所得が減少し、企業所得が増加したことをみた。次にデフ

レの原因を探るために需要サイドの変化をみる。ここでは、家計、企業と政府からなる各部門の資金の過不足からGDPの停滞を招いた原因を探ることにする。かりに家計がデフレの中で生活を守るために消費を切り詰め、貯蓄を増

やしていれば、家計の資金余剰（資金貸出）は増加し、GDP 成長率を引き下げることになる。

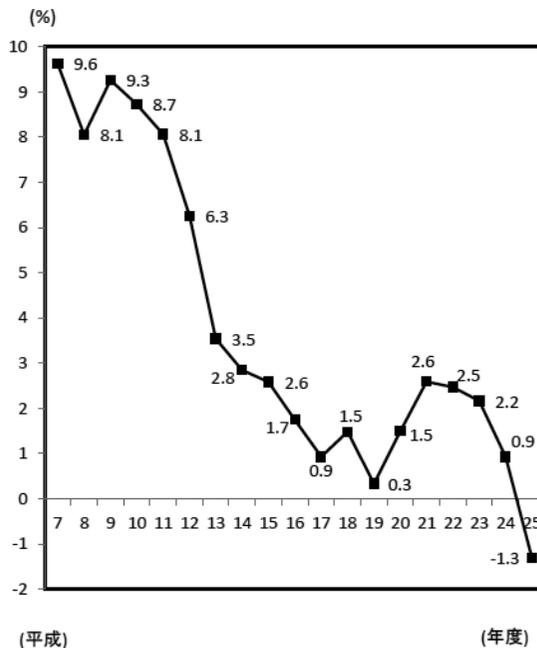
図2は家計貯蓄率を示したものである。対象とする1995年度から2013年度まで大きく減少している。この間リーマンショックに見舞われた平成20年度（2008年度）から数年間貯蓄率は増大しているが、その後は大きく減少している。その理由としては、所得の減少のほか、高齢者の割合が増加することで消費性向が増大したことが考えられる。平成25年度には貯蓄率はマイナス1.3%まで落ち込んでいる。以上より、家計の消費不足がデフレの原因ではないとみてよいだろう。

図3は家計以外にも企業（非金融法人企業、金融機関）および一般政府（国、地方と社会保障基金）の資金過不足を示している。海外部門とは日本以外の国の総称であり、この部門が資金不足（純借入）であることは、日本から借金をしていることを意味している。この図からいくつかが興味深いことがわかる。

家計は貯蓄率の低下にともない資金の貸手としての役割を大きく減じている。法人のうち金融部門は資金が入り出す「管」であり、その資金過不足は実体経済であるGDPに影響を及ぼすものではない。GDPに影響を及ぼすのは、製造業やサービス業などからなる非金融法人企業である。非金融法人企業は旺盛な投資によって日本経済の成長を担ってきたが、デフレのなかで注目すべきことは、平成10年度（1998年度）くらいを転機として、資金の借手から貸手に変化したことである。デフレのなかで企業はコストカットによって利益を確保する一方、国内投資を抑制することによって余裕資金を作つて、それを金融資産として蓄えるという行動を選択するようになった。そこにはもはや、投資を通じて日本経済をけん引する姿をみることはできない。

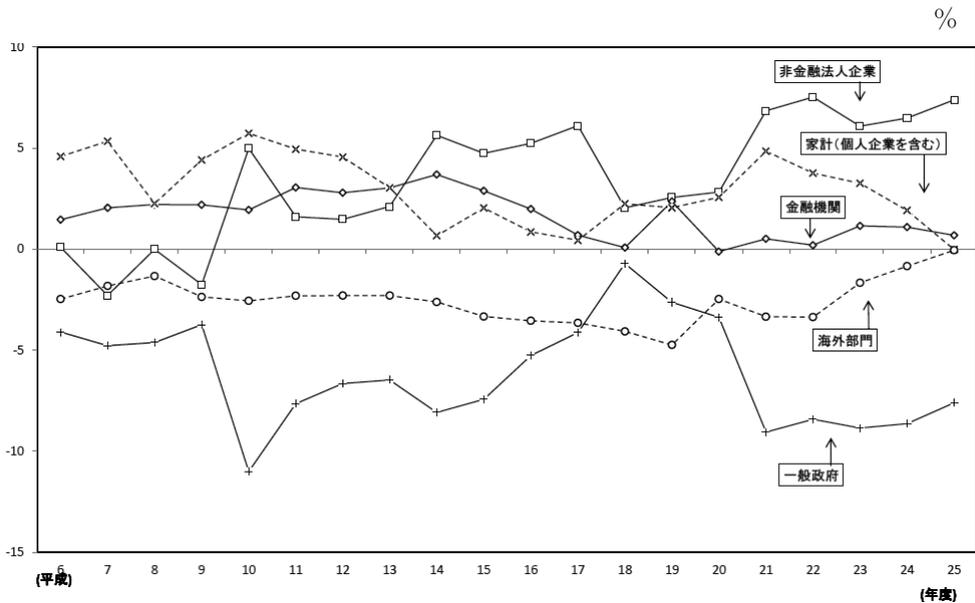
一方政府は、企業部門が資金余剰となったのと軌を一にして、資金の借手となった。その後も企業部門と政府の資金余剰と不足は、それぞ

図2 家計貯蓄率の推移



(出所) 図1と同じ。

図3 制度部門別の純貸出（+）と純借入（-）のGDP比率



（出所） 図1と同じ

れの余剰と不足が鏡に映ったように反対向きに動いている。換言すれば、企業の需要不足分を政府が補って国内需要をなんとか維持してきたとみることができる。マクロ経済的にみれば、デフレ下の経済を支えたのは政府支出であった。この間、海外部門は資金不足を続け、日本全体としては資金に余剰があり海外に貸し出していた。しかし、その余力は近年大きく縮小している。その一因は、東日本大震災によって原子力発電所が停止し、電力を化石燃料の輸入に頼らざる得なくなったことであるが、この要因を除いても日本の資金余力は低下していると言ってよいであろう。

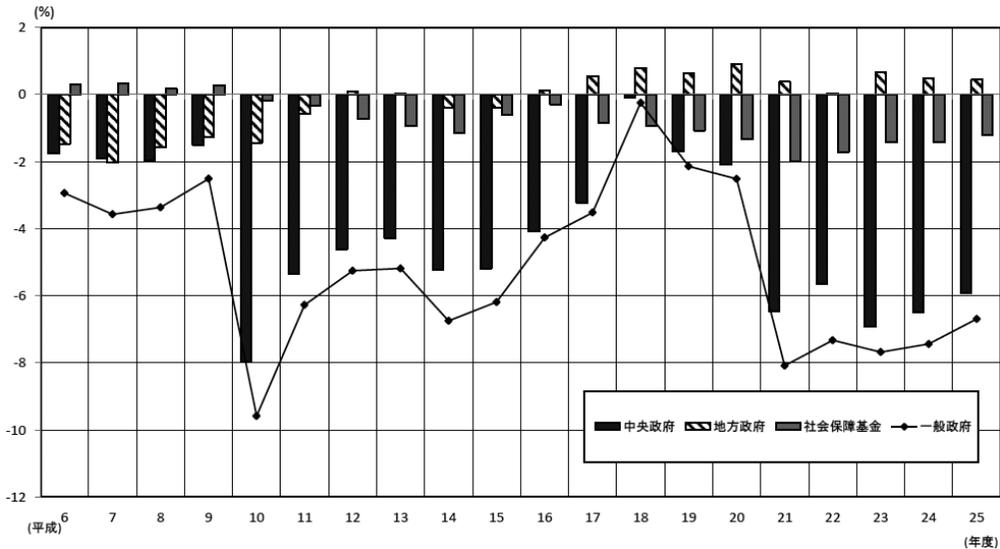
以上から、デフレに陥った経済を牽引してきたのは政府であり、需要創出面において重要な役割を果たしてきたことがわかる。しかし、その代償も大きかった。図4は一般政府のプライマリーバランスの対GDP比率を示したものである。全期間にわたってプライマリーバランスは赤字であり、最近になってもGDPの7%近くの赤字となっている。また、赤字の太宗は国

によるものであることも明らかである。毎年度の財政赤字は公債残高を大きく増加させ、2013年度の一般政府の長期債務残高の対GDP比率は201%となっている。

図5は国の公債残高の増加要因を示したものである。平成2年度（1990年度）から平成27年度（2015年度）にわたる期間で公債残高は630兆円増加しているが、そのうち、歳出増加による部分が356兆円、税収などの減収による部分が142兆円である。歳出増のほか税収減もかなり大きな額となっているが、これは景気浮揚のための減税のほか、デフレ下で税収が減ったことの二つの原因によっている。

経済の各部門の資金過不足の動向から、デフレのなかで政府歳出が需要面から経済を支えたことを指摘した。図5はその中身を示している。すなわち、バブル崩壊直後である1992年度くらいから、アジア経済危機や銀行の不良債権処理でゆれた1999年度くらいまでは、公共事業関係費が政府歳出の増大の主役であった。まさに景気浮揚のための公共投資である。その後増加す

図4 一般政府の部門別プライマリーバランス（対名目GDP比）



(出所) 図1と同じ。

るのは、社会保障関係費である。そのほか、地方の財源補てんなどを目的として地方交付税交付金等も増加しているが、規模でみれば社会保障関係費の増加が圧倒的に大きいことがわかる。

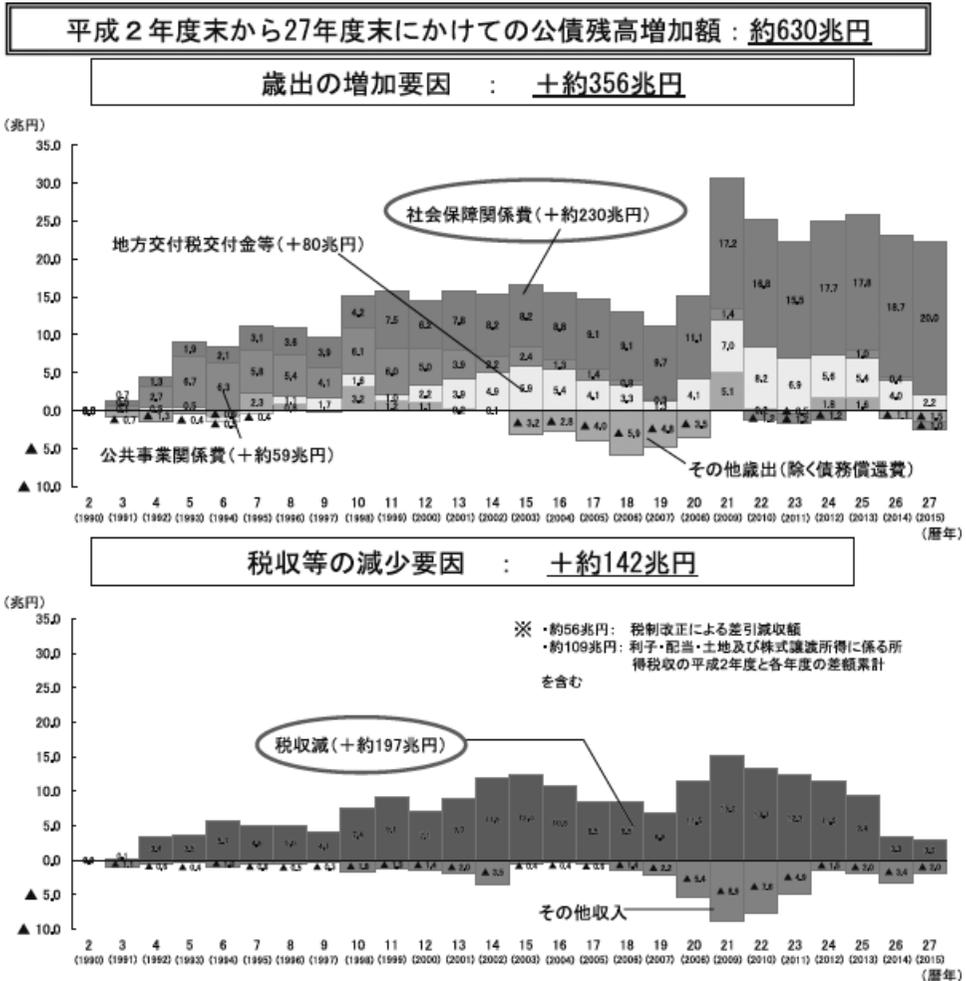
このようにデフレ経済を政府歳出が牽引してきたが、その中身は景気対策を目的とした公共投資から地方の財政補填、そして社会保障関係費へと、すなわち人々が年金、医療や介護保険などで受け取るサービスの対価の政府の肩代わりへと変化していることがわかる。この間、公債の発行が続いているが、その中身は公共資本の形成を裏付けとする建設公債から、各年度の経常経費の歳入不足分の穴埋めである赤字公債へと変化している。

いま問われるべきことは、増大する公債を財源として行われてきた政府歳出の内容である。地方財政では、リーマンショックの時に非常時の景気対策として導入された地方交付税交付金の特別加算が現在も行われている。また近年とくに大きく増大している社会保障関係費の多くは、現在利用しているサービスの負担を将来に先送りすることによって賄われており、世代間

の公平の観点からも問題がある。デフレ経済の下支えとして政府支出は重大な役割を果たしたことは確かであるが、一般政府債務残高がGDPの200%を超えた現在、いつまでも債務を増大し続けることは不可能である。必要なのは、その中身の見直しである。赤字公債の削減にともない負担の増大が避けられないとすれば、これは税制と不可分の問題である。

一方、デフレ脱却を果たすというマクロ経済面に立てば、国内需要の喚起が必要である。この観点に立てば、いつまでもその役割を政府歳出に担わせるのではなく、資金の貸出主体となっている企業に滞留している余剰資金の有効な利用を促進し、資本収益率の引上げや、賃金や配当の増加を実現させることがより有効である。日本企業の貯蓄過剰 (saving glut) を先進各国と比較し、企業の内部留保課税を含むその活用の必要性について述べたものにWolf (2015) の論説がある。同様に日本企業の資金余剰の原因として減速している投資に比べて減価償却費が過大であることに着目して、減価償却費の思い切ったカットによって増える企業所

図5 公債残高の増加要因



(注) 上記のほか、公債残高増大の要因としては平成2年度の収支差分によるもの（71兆円）、および国鉄債務等の承継など（61兆円）がある。

(出所) 財務省、「日本の財政関係資料集」、2015年9月。

得を配当や賃金の引き上げに活用すべきだと論じた Smithers (2014) の論説もある。ともに日本経済の需要を活性化するために企業サイドに注目したもので、今後の政策を考えるうえで参考となる。

Ⅲ. 社会保障関係費はなぜ増大を続けるのか

Ⅲ-1. 社会保障関係費と財源

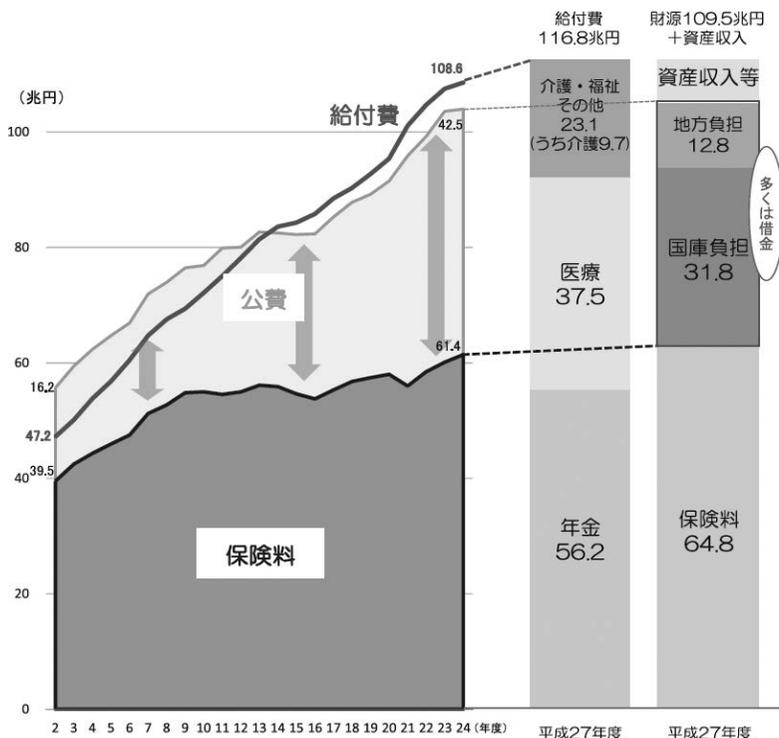
日本の政府債務の主因が社会保障関係費であることを指摘した。ここではまず、社会保障関係費の推移とその財源についてみる。続いて、医療保険と介護保険の制度をもとに、社会保障関係費の増大の理由を明らかにする。

日本の社会保障は、年金、医療、介護および雇用の社会保険を基盤とするものと、生活扶助や生活保護など税を財源とするものからなっている。図6は社会保障給付額と保険料の推移を示している。社会保障給付費は、平成2年度（1990年度）から平成24年度（2012年度）の

ほぼ20年間に、47.2兆円から108.6兆円へと大幅に増大している。そのうち年金給付額が56.2兆円、医療給付額が37.5兆円、介護給付額が9.7兆円で、その合計は103.4兆円となっており、社会保障給付費の多くはこの3つの保険給付からなっていることがわかる。

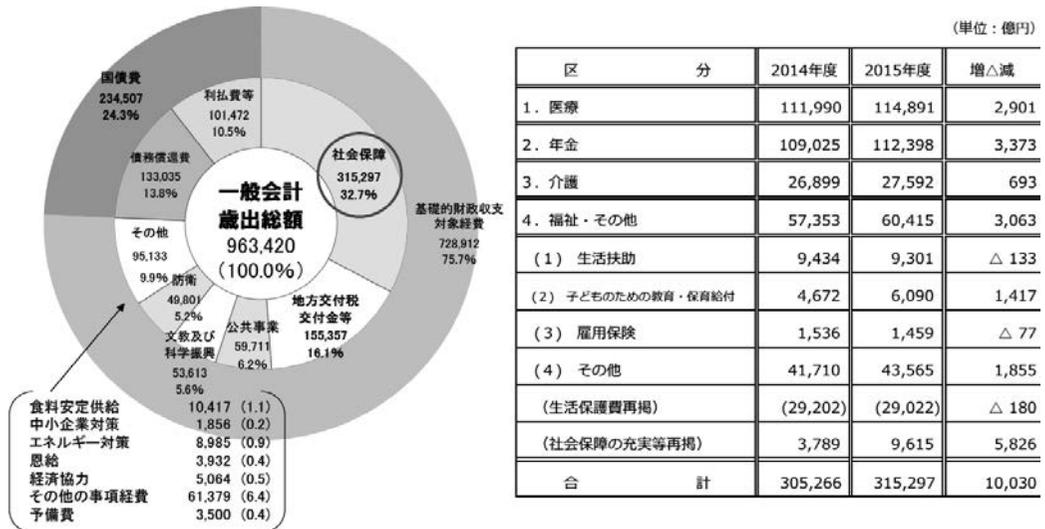
一方この間、社会保険料は39.5兆円から61.4兆円にしか増大しなかったため、社会保障費と保険料の差額は、7.7兆円から47.2兆円へと著しく増大した。この差額はほぼ全額、国と地方の負担（公費負担）となっており、国庫負担額は31.8兆円、地方負担は12.8兆円である。図7

図6 社会保障給付費とその財源



(出所) 財務省、日本の財政関係資料集、2015年9月。原資料は国立社会保障・人口問題研究所、「社会保障費用統計」と厚労省予算による。

図7 国の予算における社会保障費（2014年度および2015年度）



（出所）財務省，財政制度等審議会・財政制度分科会資料，2015年4月。

は、このうち国庫負担の内訳を示したものである。平成27年度（2015年度）をみると、年金で11.2兆円、医療で11.4兆円、介護で2.7兆円の国庫負担がなされている。雇用保険でも1,500億円もの負担がなされていることも注視すべき点の一つである。図8は、国の社会保障関係費の推移を示したものであるが、平成2年度（1990年度）の11.6兆円から平成27年度（2015年度）には31.5兆円へと増大している。国の予算に占める割合でみると2.6%から6.2%へと大幅に増大している。

増大を続ける社会保障関係の財源は何に求めていたのであろうか。この点を考えるために国の歳入の基幹となる所得税、法人税と消費税で社会保障関係費をどれほど賄うことができるか考える。図9に示されているように、平成27年度（2015年度）の所得税、法人税と消費税の各税収は、16.4兆円、10.9兆円および17.1兆円と見積もられている。このうち約3分の1は（法定税率として）地方交付税の財源に充てられることになっているので、この3税から国の財源として利用できる額は30兆円弱である。これと社会保障関係費、31.5兆円を比較すれば

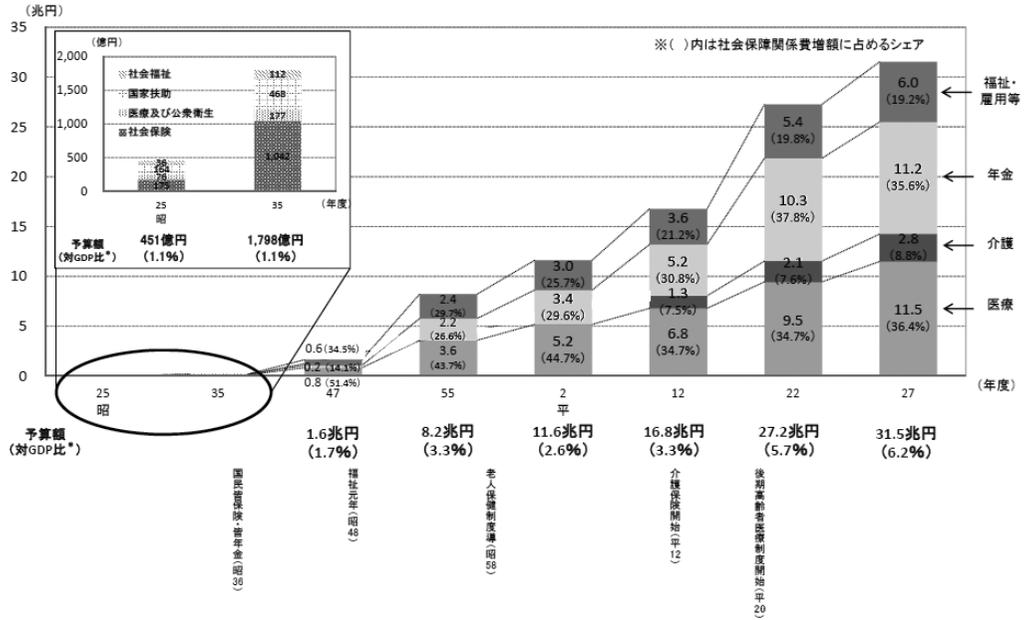
明らかなように、国は所得税、法人税と消費税からの収入を全部社会保障関係に投入しても、財源不足となってしまう。

国はこのほか、公共事業（5.9兆円）、文教・科学振興（5.3兆円）、防衛（4.9兆円）、その他農水、中小企業、ODAなどに9.5兆円の歳出を行う。その合計額は25.6兆円である。日本の財政は税収ではとうてい成り立たない状態となっているのである。これが図4に示された国のプライマリーバランスの赤字の背景であり、実際、平成27年度（2015年度）において赤字国債の発行額は30.9兆円となっている。

社会保障財源の問題をさらに明らかにするために、その財源として指定されている消費税が社会保障に係る公費負担にどれだけ貢献しているかみる。実際の制度では、地方消費税のうち1%は税・社会保障改革以前からあった地方独自財源であるので、この部分を除いた国と地方の消費税の合計額で、社会保障の公費負担（国と地方負担）をどれだけ賄えたかを見ることにする。

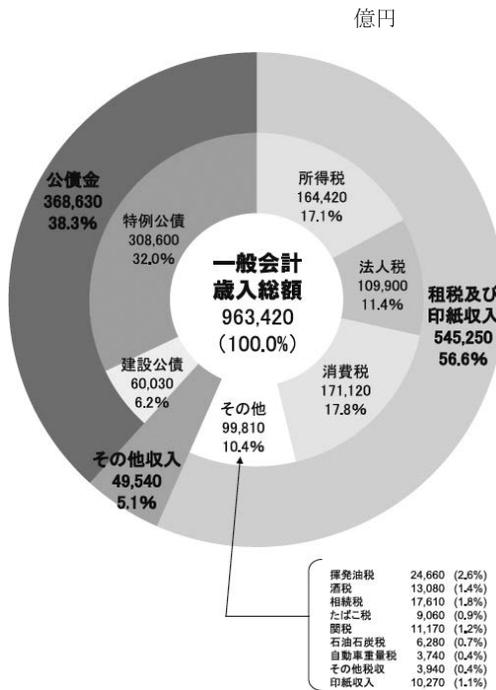
結果は図10に示された通りである。2014年4月の消費税増税を反映して、消費税の不足分

図8 国の予算における社会保障関係費の推移と内訳



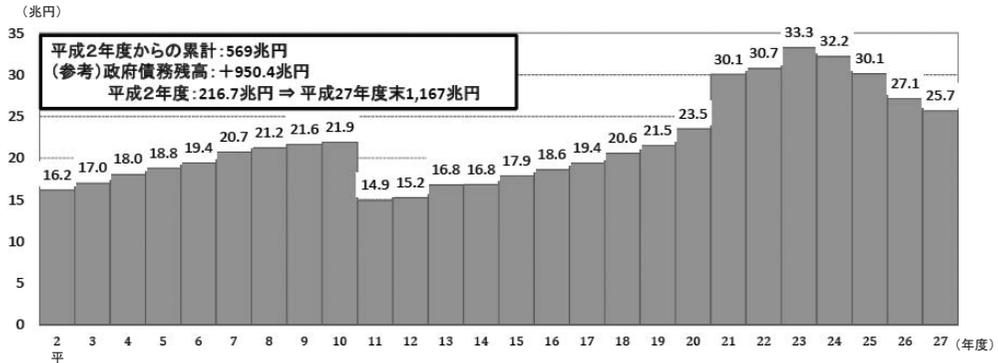
(出所) 財務省, 財政制度等審議会・財政制度分科会資料, 2015年9月。

図9 国の一般会計歳入総額と構成 (2015年度)



(出所) 財務省, 日本の財政関係資料集, 2015年9月。

図10 社会保障給付にしろる国と地方の公費負担から消費税収入（地方分1%を除く）を控除した額



（出所）財務省，財政制度等審議会・財政制度分科会資料，2015年9月。

はやや縮小しているが、25.7兆円となっている。消費税率に換算して10%超の差額となっている。大まかな計算であるが、これは国と地方を合わせて40兆円を超える社会保障関係費の財源調達がいかに困難となっているかを如実に示している。

Ⅲ－２．社会保障関係費増大の理由

社会保障給付費の増大にしたがって社会保障関係費（公費負担）が増大し、そのための財源確保が困難となっている現状をみてきた。社会保障予算ではいわゆる「自然増」という言葉があり、これまで人口高齢化や医療技術高度化により毎年1兆円近く増大してきた。それをどう引き下げるかが、財政健全化の要の一つとなっている。最近では、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太2015）の「経済・財政再生計画」において、生活保護の適正化、薬価改定や介護報酬改定などによって、社会保障関係費の自然増が過去3年間では5,000億円程度に抑えられていることから、それを2018年度まで継続していくことを目安とすべきだとしている。

社会保障関係費はなぜ増加し続けてきているのだろうか。社会保障給付費が増大するのだから、社会保障への公費負担が増えるのは当然のように思われるが、それは自明ではない。日本

と同じく高齢化が進むアメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、イタリアなど各国の社会保障関係費の対GDP比率の過去20年間の伸び率をみると、日本の11.2%（1995年度12.8%から2013年度24.0%への上昇）と比べて、もっとも高かったのはイタリアの5.3%（22.9%から28.2%）、そのほかの国はそれより低く、ドイツではマイナス0.6%（26.4%から25.8%）であった（財政制度等審議会・財政制度分科会資料，2015年10月9日）。

その理由は年金、医療と介護における日本の公費負担のあり方にある。日本では低所得者対策として保険料の軽減なども行っているが、社会保障への公費負担の多くは、各保険の給付の一定割合を政府が保障するという形をとっている。年金であれば基礎年金の50%を国が負担している。医療や介護保険の公費負担も以下でみるように、給付や保険者間の支援金などの一定割合とされている。その結果、社会保障給付費が増大すれば、公費も自動的に増大する仕組みとなっている。

年金では、受給者の増大によって給付額は増大し、それにとまって公費負担も増大する。それでも一人当たりの年金額は、年金制度改革により保険料率の上限を定めたうえ、人口高齢化や少子化の進行に見合って削減される仕組みとなっている。それに対して医療の給付額は、

高齢化や医療技術の高度化などの要因に影響を受け、増大の一途を辿っている。介護では今後75歳以上の後期高齢者の増大に伴って給付額はさらに増大する。

このように社会保障給付費の増加は今後も続く。日本の社会保障制度では、社会保障給付額の一定割合を自動的に公費で払うこととされているため、社会保障関係費のコントロールが困難となっている。これに対して、各国では社会保障給付への公費投入ルールがより厳格であり、給付額を定められた税収に限定したり、社会保険は社会保険料で運営することを基本として、公費投入を原則として行わないなどとしている。その典型がドイツで、医療保険における公費負担の範囲を厳しく制限し、介護保険は完全に保険方式として、給付は保険料収入に見合った範囲で決定することとしている。

日本においてはさらに、政府が給付額の一定割合を負担するというコミットメントが、医療や介護費用を増大させるという因果関係が発生する。すなわち、医療や介護の利用者負担が公費で引き下げられている結果、個人側では過剰な利用が誘発される。これは1970年代や80年代に行われていた老人医療費無料化を想起すれば明らかである。他方、医療や介護の提供者側には、本来の保険制度と比べて個人負担に補助金が投入されていることから、過剰な治療やケアを誘発させることになる。このように日本の医療と介護には、個人と医師・医療機関の両面で費用を増大させるメカニズムが内包されている。その結果、増大する医療や介護費に対して国・地方からのさらなる補助金である公費負担が要求され、それが医療、介護費を増大させるという悪循環が続いている。

図11は医療保険制度における財源を示したものである。日本の医療保険は職業によって給与所得者を対象とした被用者保険（組合健保・共済組合と協会けんぽ）とそれ以外の人々を対象とした国民健康保険とからなっている。一方、年齢別では65歳から74歳の前期高齢者で国民健康保険に所属する人に対しては、被用者保険

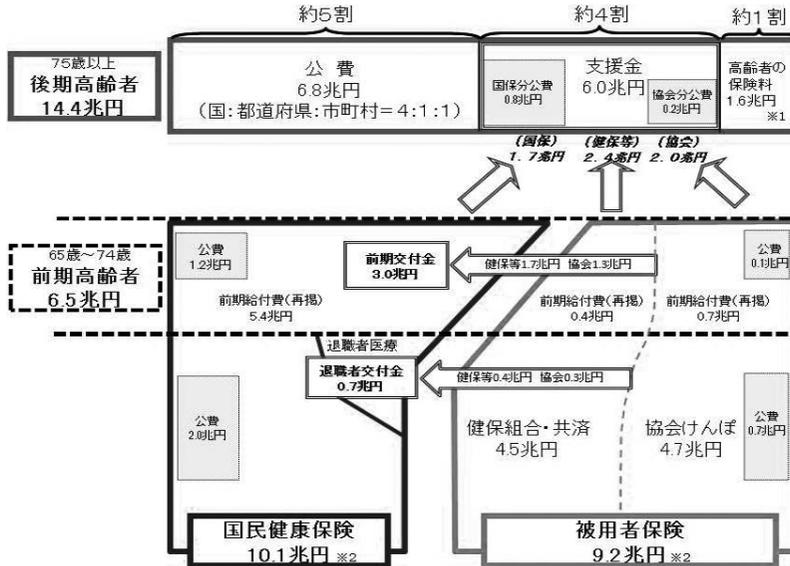
も費用負担することになっている。さらに75歳以上となると後期高齢者医療制度に加入することになる。

医療費負担は各保険ごとに定まっている。国民健康保険では、給付の50%を国費で賄うこととされている。中小企業を主たる対象とする協会けんぽでは、給付の16.4%が国費となっている。後期高齢者医療制度では、給付額の50%は公費負担、40%は国民健康保険と被用者保険からの支援金で賄われていて、利用者本人の保険料負担分は10%となっている（保険料負担のうち、低所得者には国庫から軽減措置が適用されている）。さらに、後期高齢者医療制度への支援金のうち、国民健康保険と被用者保険からの支援金については、各保険給付への国庫負担と同率の国庫負担がなされている。

このように医療保険では、幾重にも給付額の一定割合の国庫負担がなされている。その結果、医療サービスを受ける個人にはかかった医療費の情報が伝わらないこととなっている。自分にかかった医療費が自己負担や保険料以外にも、国・地方からの補助金によっていること、その財源確保が困難となり、赤字公債となって将来世代への負担のしわ寄せとなっているという構造が不透明になっている。

介護保険制度でも給付の一定割合は公費負担となっている。図12はその財政構成を示したものである。その仕組みはほぼ後期高齢者医療制度と同じである。と言うよりむしろ、2000年度に介護保険制度が後期高齢者医療制度に先行して開始され、その後、2008年に発足した後期高齢者医療制度が介護保険制度の財政構成の仕組みを踏襲したというのが適切である。介護保険給付費の50%は公費であり、残り50%は保険料負担となっている。公費負担のうち、国、都道府県と市町村の負担割合は、2:1:1となっている。保険料は介護保険の主たる利用者となる65歳以上の高齢者が給付費の21%、被保険者となる40歳から64歳の人（所属する各保険を通じて）29%の負担をすることとなっている。後期高齢者医療制度は、このフレーム

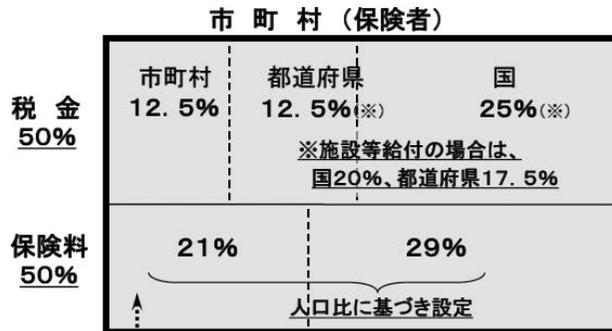
図11 医療保険制度における財源構成



(注) 各保険の給付額や後期高齢者制度への支援金に対する公費負担率は以下の通りである。市町村国保（50%）、協会けんぽ（16.4%）、組合健保・共済組合（一部負担を除きなし）、後期高齢者医療制度（50%）。

(出所) 厚労省、「わが国の医療保険について」

図12 介護保険制度の財源構成



(出所) 厚生労働省、「介護保険制度の現状と今後の役割」、2014年度。

ワークをもとに、75歳以上の高齢者からなる医療制度において、公費、支援金と保険料負担の割合を定めたものである。両者の特徴は、公費や支援金などを通じて、利用者本人の負担を大幅に軽減していることである。

図13と図14はそれぞれ、医療費と介護費の動向を示したものである。国民医療費は2015

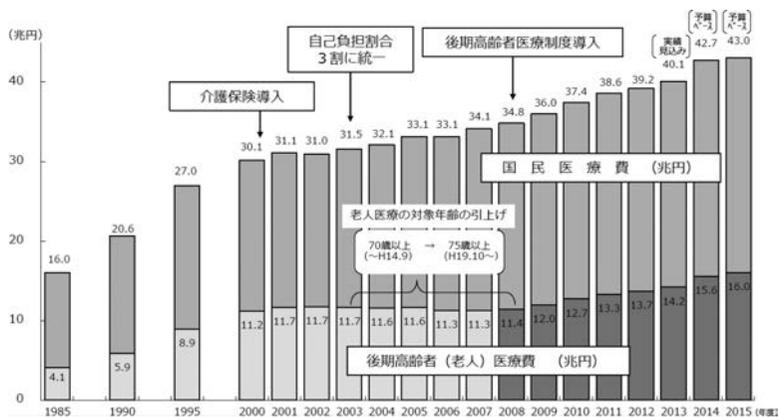
年度（予算ベース）で43兆円、介護費は2013年度9.4兆円であり、介護費は2015年度にはこれまでの上昇スピードからみて、10兆円に達していると思われる。医療費は毎年2～3%で増加をしてきているが、その中で後期高齢者医療費の増加率はさらに大きく、その結果、医療費全体に占める割合は2015年度には37%へ

と増大している。介護費の増加率は医療費より著しく、介護保険発足時には4兆円程度であった総費用は2015年度にはその2.5倍にも増加する見込みである。

このような医療と介護費用の増加の背景には、高齢化、技術進歩や従事者の報酬の増大がある。しかし、上に述べたように給付額がどの

ような水準であっても、その一定割合を公費負担するという財源措置のあり方が、サービスの利用者と提供者側双方で、給付費を増大させてきたという側面があった。今後さらに給付額の増大する後期高齢者医療制度と介護保険において、公費を含めたこれまでの財源負担のあり方でいいのか、抜本的な再検討が必要である。

図13 医療費の動向

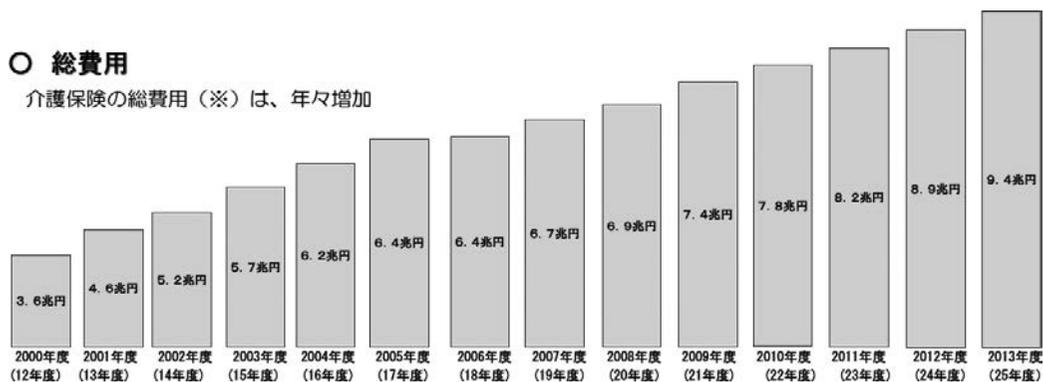


(出所) 財務省, 財政制度等審議会, 財政制度分科会資料, 2015年4月27日。原資料は, 厚生労働省, 「医療費の動向調査」。

図14 介護費の動向

○ 総費用

介護保険の総費用(※)は、年々増加



(注) 2000～2011年度は実績, 2012～2013年度は当初予算。

(出所) 厚生労働省, 「介護保険制度の現状と今後の役割」, 2014年度。

Ⅳ．所得税改革の課題と進め方

Ⅳ－1．所得と雇用の変化

長期にわたるデフレのなかで国民所得に占める雇用者所得が低下し、その一方で企業所得は増加を続けた。その結果、労働分配率も低下していることをみた。財政では政府が資金の借入を続け、経済を支えたという側面もある。しかし、財政赤字の主たる原因はバブル崩壊直後は景気浮揚のための公共投資であったが、次第に社会保障に対する公費負担へと変容した。その実態は、現世代が年金、医療や介護などから受けている給付の一部を公債を通じて将来世代に先送りすることであり、デフレ脱却を目指した経済政策ではない。高齢化による社会保障負担のあり方がきちんと議論されぬまま、赤字公債に負担がしわ寄せされた状態となっている。

そのなかで、税財政のもっとも重要な課題は赤字公債依存の財政体質を改めることである。このためには、歳出と歳入の両輪、および国と地方の協調によって進めなくてはならない。とくにこのままでは増加の一途を辿る医療や介護における公費負担をどう改革するかが重要である。そうした日本経済全体に関わる財政、社会保障改革を前提として、ここでは論点を税制に移し、そのなかでとくに所得税においてどのような問題が生じており、そのために必要な改革について考える。

デフレのなかで労働者の所得は、どのように変化したのであろうか。図15は世帯主の年齢が30-59歳（壮年層）である二人以上の世帯の1994年と2009年の所得分布を比較したものである。この間、所得の最頻値である800万円に変化はなかった。また、600万円から800万円の分布も変化は見られなかった。それに対して、600万円以下と800万円以上では、分布は左にシフトしている。このことから15年間で、600万円から800万円の世帯を除いて、みんなの所

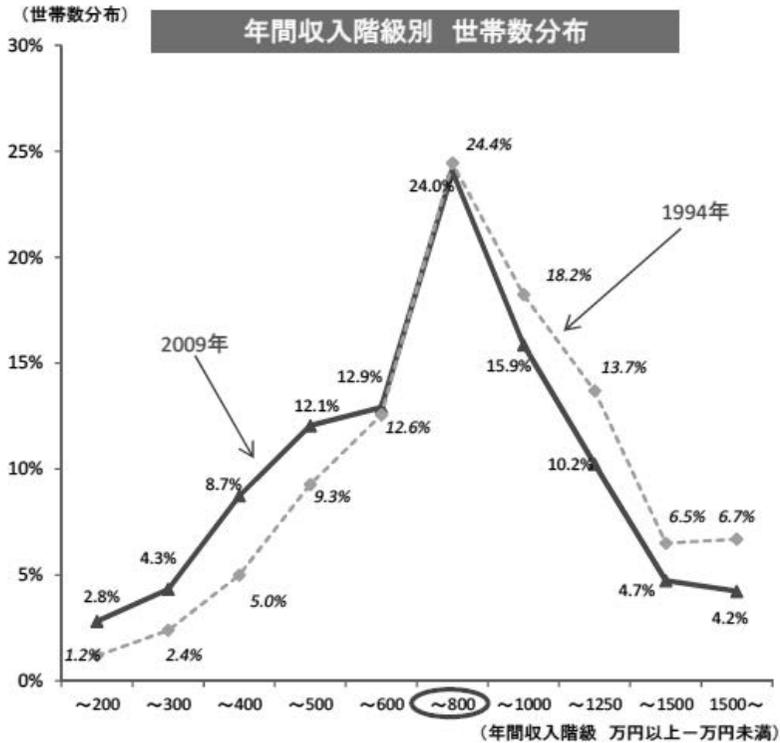
得が減ったというのが実情であると思われる。まさにデフレの進行が世帯所得の減少へと及んでいることがわかる。ここでは壮年層世帯の所得の変化だけを示したが、他の世帯もほぼ同様である。

人々が貧しくなった背景の一つに雇用形態の変化がある。企業のデフレへの対応の基本は賃金のカットであった。これは、税収が伸びない国や地方公共団体においても同様である。賃金カットの手段の一つは、年功賃金などに縛られないようにするために従業員を非正規化することである。それにより、雇い主側の社会保険料負担を免れることもできる。表2は、1995年と2014年の雇用者に占める非正規労働者の割合を示したものである。

総じて非正規労働者の割合は増加しているが、労働者の年齢の影響にも配慮する必要がある。一般的には、年金受給の資格のある高齢者はフルタイムの労働を望まないであろう。したがって、こうした高齢者のなかで職を求める人が多くなれば、非正規労働者の割合は増加する。このこと自身は高齢化が進行するなかで自然な変化であり、問題となるのは若年労働者の非正規化である。

以上を念頭に表2をみると、男女合計、全年齢では非正規化が進んでいるが、高齢者ではそれ以上に非正規化が進んでいることがわかる。上に述べたようにこれ自身に問題はない。むしろ、人口減少のなかで仕事を続ける高齢者が増加することは望ましい。デフレ下の賃金カットとの関連では、表の25-34歳の若手労働者の非正規化がどうなっているかである。男性ではその割合は1995年の2.9%と比べて大きく上昇し2014年で16.9%となっている。女性では42.1%と高い水準となっている。女性の非正規労働割合が高いのは、そのライフスタイルから家族と

図 15 年間収入別世帯分布（二人以上の世帯，社年層）



(注) 世帯主の年齢が30-59歳の「社年層」
 (出所) 政府税制調査会資料，2015年7月31日

表 2 非正規労働者の割合（雇用者に占める非正規労働者の割合，%）

	男女合計		男性		女性	
	全年齢	65歳以上	全年齢	25-34歳	全年齢	25-34歳
1995	20.9	50.4	8.9	2.9	39.1	26.8
2014	37.4	73.1	21.8	16.9	56.7	42.1

(出所) 政府税制調査会資料，2015年9月3日

の生活面などからパート労働を自ら選択していることもあり，その全部がデフレの反映とは言えないことに留意したうえで，25-34歳の若年層での非正規労働が根深く定着している様子をうかがうことができる。

IV-2. 所得税の課題と改革

伸びぬ所得にさらに負担を迫っているのが，増大する社会保険料である。社会保障に係る公

費が増加していることを指摘してきたが，社会保険料も増加している。高齢化の進行などともなって増大する社会保障給付費を公費によって賄い続けることは困難なので，これまで公費によって引き下げられている保険料は上がらざるを得ない。この点を考えると，普通の労働者にとって税負担だけでなく，社会保険料負担も合わせた負担がますます重要となる。ここに所得税の課題がある。

そこでまず、社会保険料の推移をみる。図16は昭和59年（1984年）から平成26年（2014年）までの雇用保険料率、介護保険料率（2000年度から）、健康保険料率と厚生年金保険料率を示したものである。水準でみれば年金と医療の保険料が高く、また大きく増加している。その結果、すべての保険料率を合計した従業員負担の合計は、1984年の8.27%から2014年には14.92%へと大幅に増大している。雇い主分を合わせた負担はほぼ30%に達している。社会保険料の負担が労働者と雇い主の間でどう帰着しているかは明らかでないとしても、雇い主にとっての保険料負担回避のもっとも直接的な方法は、雇用の非正規化である。雇用の非正規化の背景には、正規雇用者の硬直化した賃金体系だけではなく、社会保険料の影響もあることを指摘しておきたい。

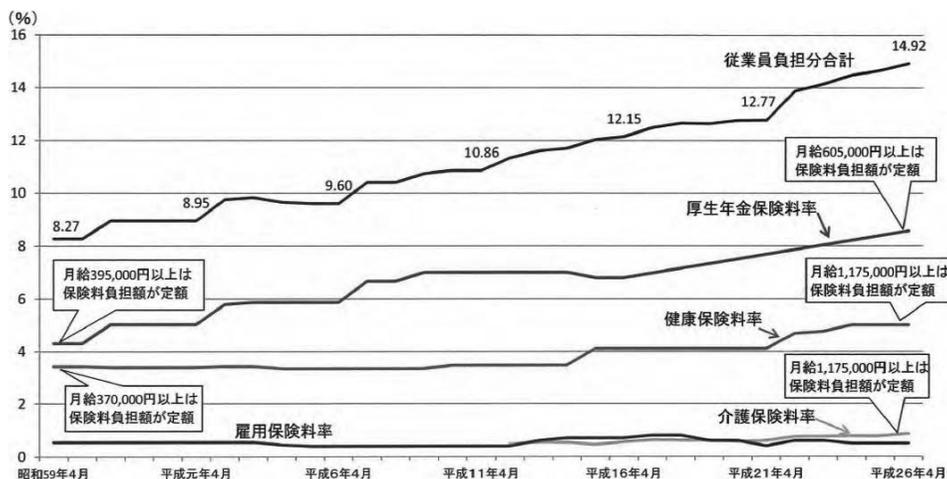
社会保険料が増大している結果、税（所得税と個人住民税）と保険料負担はどうなっているのであろう。表3-1は、「所得再分配報告書」（厚生労働省、2011年）によって、世帯主の年齢階級別に所得再分配の状況を示したものである。ここで再分配所得とは、当初所得のほか税金、社会保険料、現金給付（年金、生活保

護費など）、現物給付（医療・介護など）を加味した所得の状態を指す。当初所得と現金給付を加えた所得を総所得と呼ぶ。表から総所得は50-54歳の世帯主で712万円であり、年齢階級別にみて最大となっていることがわかる。また、60歳を超えたところから、主として年金からなる現金給付が増大することにより、65-69歳の世帯主の総所得（482万円）は、30-34歳の世帯主の総所得（499万円）とほぼ同額となっている。

表3-2は総所得に占める負担と給付の割合を示したものである。そこから以下の興味深い事実を見出すことができる。

- ・総数では、税と社会保険料負担は9%程度とほぼ同率であるが、税と社会保険料を合わせた負担よりも現金と医療・介護給付などを合わせた給付の方が大きい。その差額、すなわち純受取は、15.7%となっている。これは、所得税や保険料で賄える以上の給付が所得税以外の税や公費を通じてなされたことを意味している。
- ・世帯主の年齢別にみると、59歳の世帯主までは純受取はマイナス、それを越えた世帯主

図16 社会保険料の推移



(出所) 政府税制調査会資料、2015年10月14日

表 3-1 世帯主の年齢階級別所得再分配状況 (1,000 円)

	当初所得	現金給付	総所得	税金	社会保険料	現金給付	現物給付 医療・介護 など
総数	4,047	1,146	5,193	471	477	1,146	615
29 歳以下	2,765	104	2,869	162	258	104	167
30-34	4,657	242	4,899	373	511	242	359
35-39	4,732	287	5,019	387	505	287	298
40-44	5,521	293	5,814	507	609	293	246
45-49	6,552	274	6,826	654	708	274	342
50-54	6,762	358	7,120	649	782	358	612
55-59	6,721	274	6,995	751	773	274	479
60-64	4,756	943	5,699	569	526	943	534
65-69	2,749	2,079	4,828	399	364	2,079	715
70-74	1,820	2,295	4,115	312	301	2,295	612
75 歳以上	1,685	2,181	3,866	369	246	2,181	1,185

(出所) 厚生労働省, 「所得再分配調査報告書」, 2011 年

表 3-2 総所得 (当初所得+現金給付) に占める負担 (拠出) と給付率, %

	税負担	社会保険料負担	現金給付	現物給付 医療・介護給付 など	純受取
総数	9.1	9.2	22.1	11.8	15.7
29 歳以下	5.6	9.0	3.6	5.8	-5.2
30-34	7.6	10.4	4.9	7.3	-5.8
35-39	7.7	10.1	5.7	5.9	-6.1
40-44	8.7	10.5	5.0	4.2	-9.9
45-49	9.6	10.4	4.0	5.0	-10.9
50-54	9.1	11.0	5.0	8.6	-6.5
55-59	10.7	11.1	3.9	6.8	-11.0
60-64	10.0	9.2	16.5	9.4	6.7
65-69	8.3	7.5	43.1	14.8	42.1
70-74	7.6	7.3	55.8	14.9	55.7
75 歳以上	9.5	6.4	56.4	30.7	71.2

(出所) 厚生労働省, 「所得再分配調査報告書」, 2011 年

- ではプラスとなっていて、ほぼ60歳を境として「現役世代」が高齢世代を支えている。
- ・「現役世代」ではすべての年齢階級で、税負担より社会保険料負担の方が大きい。純受取の率をみると完全に逆進的とはいえないが、29歳以下のもっとも所得の低い層で5.2%と高い水準となっている。
 - ・60歳以上では、すべての年齢で税負担率は社会保険料負担より大きい。純受取率は、65-69歳42.1%、70-74歳、75歳以上でそれぞれ42.1%、55.7%および71.2%であり、給付が大きな役割を果たしていることがわかる。

ここから明らかとなるのは、デフレが続き賃金が伸びないなかで、税と比べて社会保険料が大きな負担となっていることである。直近の経済成長率がマイナスであることに言及するまでもなく、プラスの成長を維持し続けることは困難であること、また経済の国際化が進展して海外に雇用が流失するなかで、高い利益を上げている大企業を除いて賃上げは容易ではない。そうした経済環境において、今後増大する社会保険料負担をこのまま若年層に負わせ続けることは望ましくないばかりか、その生活を考えると不可能である。

以上を踏まえると所得税の課題は次のように整理される。第1に若年層では所得税負担より社会保険負担がとくに大きい。非正規労働者であれば税負担はほぼゼロに近くても、国民年金や国民健康保険の保険料負担は大きい。年金保険料の未納問題の背後にはそうした負担問題がある。このグループの人々の社会保険加入を可能とするためには、所得税減税はほとんど効力はない。ほかの何らかの方法で社会保険料負担の軽減を行う必要がある。

世界的にみてそのための有力な方法は、税額控除制度（タックス・クレジット）によって、保険料負担に相当する額を対象となる若年低所得者に還付することである。これは所得税と社会保険料負担を一体的にとらえて、両者を合わせた額を広義の所得税負担にとらえ、減税を行

うことである。この場合減税は税額控除、すなわち国からの還付金によって行われ、それによって社会保険料の支払いを可能にさせる。さらに税額控除の範囲を雇い主負担分まで広げることができれば、雇い主が社会保険料を理由に労働者を非正規雇用する誘因は消滅する。

残念なことは、世界では標準となっている税負担軽減を目的とする税額控除制度が日本には存在しないことである。日本の仕組みでは、所得控除によって低所得者に税がかからないようにしており、ここで考えている若年低所得者の税負担はない。一方、このグループへの高齢化による社会保障費の負担の押し付けが続いている。すでに述べたようにこの仕組みでは、どうしても若年低所得労働者の負担を軽減できない。

仮に所得税における税額控除による負担軽減が制度的にどうしても不可能であるとする。その場合には、若年低所得労働者の社会保険料負担軽減のための財源を確保したうえで、社会保障制度を通じて給付することが考えられる。ちょうど基礎年金支給額の半分を消費税によって賄い、それを日本年金機構を通じて給付しているのと同じく、社会保険料軽減に必要な財源を何らかの税で確保して、それを社会保障制度として若年低所得労働者に給付することになる。その場合の財源としては、税と社会保険料を所得税負担ととらえるならば、適切な改革を経て所得税から調達すべきである。

改革に向けた第2の課題は、所得税のなかで財源をどう確保するかである。個人住民税率が10%で課されているので、所得税と個人住民税を合わせた最高税率はすでに55%となっている。高い限界税率が及ぼす勤労意欲へのマイナス効果や、さまざまな節税行為を誘発する可能性を考えると、最高税率は現在でも高すぎるといってよい。したがって、必要な税収確保のためには、所得控除のあり方を見直し、課税所得を拡大することで増収を図るべきである。その場合、控除額の削減による増税効果は限界税率の高い高額所得者で大きくなるので、負担の公平からもみても必要な改革である。一方、所得

控除の見直しにあたっては、政策的配慮から若年低所得者に適用される人的控除を拡大することも一つの方法である。しかし、特例としても所得控除を拡大することは行わないという方針を貫くのであれば、課税ベースを拡大したうえ、一定の課税所得まで所得税を課さないなどの方法（ゼロ税率）によって、改革の本質を変えることなく、低所得者への対策を講じることもできる。

改革の第3の課題は、負担の公平と所得税の課税の仕組みから公的年金課税を是正することである。うえに述べてきたように、高齢者の受け取る年金、医療と介護の給付額の多くは、現役世代の負担によって賄われている。保険料、税金のほかにも赤字公債で賄われている部分を見ると、負担は将来世代にも及んでいる。そうした負担の公平性の是正という課題がある。

この点から重要な点の一つは、日本の年金課税制度では、社会保険料控除によって支払った保険料が全額課税所得から除かれる一方、受け取る年金には課税所得計算上、公的年金等控除が適用されるため、二重の控除が適用されていることである。また、社会保険料控除は年金保険料だけではなく、医療や介護の保険料などにも適用されている。年金、医療、介護のいずれにおいても、保険料は積立てられているわけではなく、保険料は支払われると同時に給付に充てられている。

以上を前提として社会保険に係る税制の本来のあり方として、二つの課税方式が考えられる。一つは、社会保険料は実態的には年金、医療や介護給付の財源の一部で、各給付の財源には他の税や（将来の税で賄われる）赤字公債が充てられていることから、社会保険料も税と同じ扱いにする方式である。すなわち、社会保険料を賃金税（payroll tax）として徴収する。この場合には社会保険料控除は廃止される。一方、給付が年金のように現金である場合は、そこにかかる税負担の調整は、年金を受け取る高齢者の所得や資力をもとに行い、公的年金等控除は廃止する。一例としては、（所得計算上の控除で

はなく、人的控除である）高齢低所得者控除が考えられる。この控除は年金という所得に関連付けられたものではなく、高齢者の年金を含む所得全般に適用されることが重要である。

社会保険料のもう一つの課税方式は、税と社会保障制度を別個の制度と考え、社会保障制度への拠出金である社会保険料は課税所得からの控除を認めるというものである。この場合には、社会保険料は所得計算上費用とみなされるべきだということになる。一方、給付の受け取り時点では、社会保険料は全額費用となっているので、社会保障制度からの給付は現金であれ、現物であれ課税対象となる。ただし、実際は医療や介護のような現物給付に税をかけるのは困難なので、税金の対象となるのは年金である。この場合には、保険料はすでに費用として課税所得から引かれているので、受け取った年金は全額課税対象となる。年金受給者の税額を軽減する必要があるかどうかは、年金課税の仕組みとは別の問題である。社会保険料を賃金への課税とする場合と同じく、高齢低所得者への対策として必要ならば所得控除が適用される。

このように社会保険料を税（賃金税）と考えるか、社会保障制度のサービス購入費用（拠出金）と考えるかの二通りの考え方がありえる。うえに述べたように、日本の社会保障の負担と給付の実態をみれば、現在支給されている給付を社会保険料や（現時点と将来時点の）さまざまな税で支えていることは明らかであり、社会保険料を税とみなすことが適切である。実際、アメリカをはじめ、このような観点から社会保険料を税として徴収している多くの国がある。

以上が年金を含む社会保険の負担と給付への課税理論であり、日本の現状を踏まえたその帰結は、社会保険料控除と公的年金等控除の廃止であり、必要であれば高齢低所得者を対象とした特別な控除制度を設けることになる。現在の仕組みから大きく異なる制度への改革が必要とされる。そうした制度を念頭に置きつつ、より現実的な改革としては、世代間の負担の不公平を緩和するために公的年金等控除の見直しが急

務である。改革の考え方はすでに上に述べたように、公的年金の課税所得計算上の控除である公的年金等控除を廃止し、それに代わって、高齢低所得者を対象とした税負担軽減の仕組みを

設けることである。もちろん、適用対象となる高齢者への支援は、税以外にも社会福祉などを通じて行うべきである。

V. おわりに

本稿ではバブル崩壊以降の長いデフレのなかにある日本の経済、財政と社会保障の現状を踏まえ、所得税の課題と改革のあり方を検討した。デフレ下において企業は利益確保のために賃金カットを行い、それが国内需要の低迷を招きデフレを助長し、デフレからの脱却が困難となっていった。その過程で、労働市場でも正規労働を代替する非正規労働が増大した。一方、政府は財政拡大を通じて日本経済を支えたが、財政赤字の中身は高齢化を一因として、次第に景気浮揚のための公共投資などから社会保障費関係費へと変わっていった。また、国と地方合わせて40兆円に及ぶ社会保障関係費はたんに国と地方が社会保障費の穴埋めを行ってきたことによるだけでなく、社会保障費を支える財源の仕組みが、歯止めなく国と地方の財政負担を増大させるようになってきていることにもよっている。

こうした経済と財政を背景として、ここでは所得税に焦点をあてて問題の所在と改革に向けた考え方を示した。ほぼ60歳を境として現役世代と高齢世代に分けると、両者の税・社会保障保険料からなる負担と現金、現物からなる給付には大きな相違がある。給付額から負担額を引いた純受取を見ると、現役世代ではマイナス（純負担）、高齢世代ではプラス（純受取）であり、世代間で支えあっている様子をうかがうことができる。誰しも高齢者となり、年金や医療、介護などの給付が重要となることを考えれば、世代間は支えあうべきであり、これ自身はありべき姿である。

問題はそうした給付財源の一つである社会保

険料率が増加を続けていることである。その結果、現役、とくに若年世代において、税負担をはるかに上回る社会保険料負担が発生している。多くの若者の一例に過ぎないが、デフレの中で非正規労働者として働いているところに社会保険料負担がのしかかっている。それが原因のひとつで社会保険料の未納問題も発生していると思われる。

本稿では若年低所得者を念頭に、所得税の課題とは社会保険料負担が税負担を超えていることであると設定した。その改革として第1に、広義の所得税負担として税と社会保険料負担を一体として考え、所得控除の仕組みを通じては軽減できない社会保険料負担を税額控除の仕組みを導入することで軽減を実現すべきであることを論じた。第2に、税額控除の財源を確保するために、すでに55%となっている最高税率をさらに高めることなく、所得税の控除を見直し、課税ベースを拡大することで、高所得者に現在より多くの負担を求める必要性であることを論じた。第3に社会保険料課税のあり方を検討することにより、所得税の理論としては、社会保険料控除と公的年金等控除の廃止が望ましいことを論じた。しかし、改革の実現性を考えると、現在の世代間の負担の不公平を是正するために（所得計算上の）公的年金等控除を廃止し、救済の必要のある高齢低所得者の税負担の軽減を行うことが急務であることを主張した。

参 考 文 献

- 田近栄治, 「年金税制改革—公的年金等控除を廃止し, 年金財源強化を」, 『税研』, 185号, 2016年。
- 田近栄治, 「戦後70年税制 残された課題(下) 所得税の課税力強化を」, 『日本経済新聞・経済教室』, 2015年8月3日
- 田近栄治, 「給付付き税額控除の導入～効率・公平な所得税改革と一体で～」『税理』第55巻第1号, 2011年, 30-40ページ
- 田近栄治・八塩裕之, 「税収の確保と格差の是正—給付付き税額控除制度の導入」土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』所収, 第2章, 日本経済新聞出版社, 2010年, 59-87ページ
- Wolf, Martin, Corporate surpluses are contributing to saving glut., *Financial Times*, November 17, 2015.
- Smithers, Andrews, Japan must cut depreciation allowances., *Financial Times*, March 27, 2014.

資 料

- 内閣府経済社会総合研究所・国民計算部, 「平成25年度国民計算確報(フロー編), ポイント」, 2014年12月
- 厚生労働省, 「わが国の医療保険について」
- 厚生労働省, 「介護保険制度の現状と今後の課題」, 2014年度
- 厚生労働省, 「所得再分配調査報告書」, 2011年
- 国立社会保障・人口問題研究所, 「社会保障費用統計」, 各年度版
- 財務省, 「日本の財政関係資料集」, 2015年9月。
- 財務省, 財政制度等審議会・財政制度分科会資料, 2015年4月, 9月
- 政府税制調査会資料, 2015年7月, 9月, 10月